

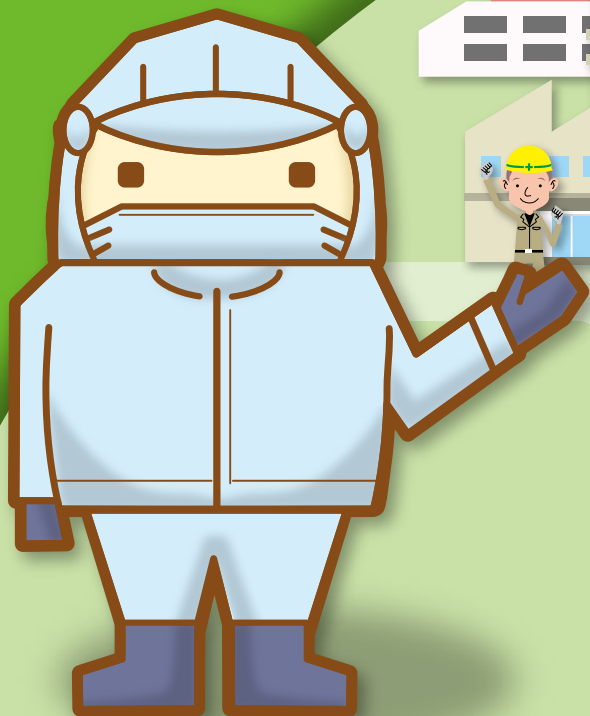
生産物賠償責任保険

PL 保険

Product Liability

(賠償責任保険普通保険約款+生産物特別約款)

製造者のための安心のパートナーです



製品事故に対する 備えは万全ですか？

PL保険

製造・販売した製品がもつて、使用者の身体・財産に被害が生じた場合、製造者等は被害者に対する損害賠償責任として、製造物責任（PL）を負わなければなりません。

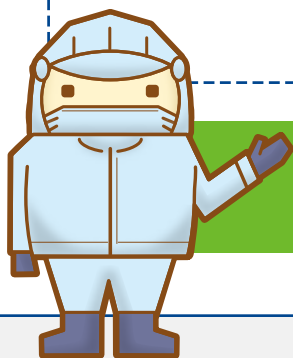
万一発生してしまった製品事故の際、被害者の方に対し、万全な補償をするのがこのPL保険です。



こんな時に お役に立ちます！

本保険は、下記**1**、**2**によって、他人にケガをさせたり、財物を壊したことについて、製造・販売業者の方や工事・修理業者の方等が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対し、保険金をお支払いします。

- 1 製造・販売した製品や商品に起因する賠償責任**
- 2 行った仕事やサービスの結果に起因する賠償責任**



こんな事業者の方におすすめします！

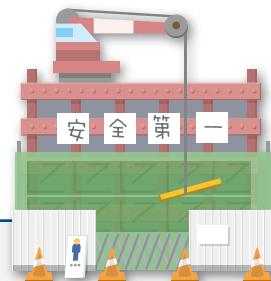


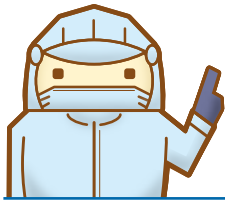
PL保険とは

製品・商品の製造物責任(PL)事故や仕事の結果に起因する対人・対物事故による賠償責任を補償します。



- 販売業
- 製造・加工業
- 建設業
- 修理業
- など





お支払いする保険金の内容

この保険でお支払いする保険金には、次のものがあります。

保険金の種類		支払方法
費用損害	①損害賠償金	被保険者が被害者への賠償債務の弁済のために支払う金額
	②損害防止費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる費用
	③応急手当等費用	損害防止費用を支出後に賠償責任が発生しなかったことが判明した場合に、応急手当、護送、診療、治療、看護、その他の緊急措置に要した費用および保険会社の書面による同意を得て支出した費用
	④争訟費用	損害賠償に関する争訟について、訴訟、弁護士報酬、仲裁、和解、調停等に要した費用または権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用
	⑤保険会社への協力費用	保険会社が直接被害者と折衝する場合に、被保険者が協力するに際して支出した費用
	⑥示談交渉費用	被保険者が保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
		被害者へ賠償債務を弁済したときに、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。
		①と合算して、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。
		支払限度額の外枠でお支払いします。ただし、①の金額が支払限度額を超えた場合には、その割合に応じてお支払いします。
		支払限度額の外枠でお支払いします。
		支払限度額の外枠でお支払いします。

- ※1 ①の保険金には判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。被保険者が被害者へ損害賠償金を支払うことによって、取得するものがあるときは、その価額を差し引いた額とします。
- ※2 縮小支払割合の設定がある場合は、①～③の合計額から自己負担額を超える額について縮小支払割合を乗じた額をお支払いします。
- ※3 ①の保険金請求権については被害者に優先権（先取特権）があります。被害者に①の保険金が支払われた場合、②および③にてお支払いする金額は、支払限度額から被害者に支払われた保険金を差し引いた額を上限にお支払いします。
- ※4 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当社は、次のア・イのいずれかに該当する額を保険金としてお支払いします。
 - ア. 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額^(※)
 - イ. 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\text{保険金の額} = \text{損害の額} - \text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}$$

(※) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。





ご契約前のチェックポイント

保険料の算出について

保険料は、対象となる業種ごとに、日本国内における「売上高」または「領収金」、事故歴などにより計算いたします。保険契約時に対象となる業種の保険期間中の予想売上高に基づく保険料をお支払いいただき、保険期間満了時に実際の売上高に基づく確定保険料との差額を精算します。

なお、一定の条件を満たす契約については、契約時に確定保険料特約を付帯することで、原則として確定精算を不要とすることができます。確定保険料特約の内容および付帯できる契約につきましては、取扱代理店または共栄火災営業店までお問い合わせください。

あらかじめ次のことをお決めください。

被保険者(保険の補償を受けられる方)
製造・販売業者の方または工事業者・修理業者の方等

保険期間(保険証券記載の保険期間)
保険期間は1年間です。
※1年間以外を希望される場合は、取扱代理店または共栄火災営業店までお問い合わせください。

支払限度額
この保険では、次の額を最低とし、事故を想定して妥当と思われる賠償金の額等を勘案して支払限度額を設定していただきます。

身体賠償 1名につき **50万円**
1事故につき **100万円**
期間中 **250万円***

財物賠償 1事故につき **10万円**
期間中 **100万円**

※1事故の支払限度額と期間中の支払限度額は異なる金額を設定できますが、身体賠償については、1事故の支払限度額が250万円を超える場合には、期間中の支払限度額は1事故の支払限度額と同額となります。

自己負担額
この保険の自己負担額は、身体賠償、財物賠償ともに1事故1,000円とします。(増額、削減することもできます。)

保険料
保険料は対象となる業種、売上高・領収金、事故歴、支払限度額、自己負担額等によって異なりますので、詳しくは取扱代理店または共栄火災営業店にご相談ください。

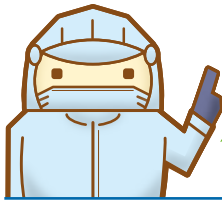
ご契約例

例えば 身体賠償・財物賠償共通支払限度額1億円(1事故・保険期間中) / 事故の際の自己負担額 1,000円

業種	のご契約で	保険料
デパート・スーパーマーケット	年間売上高2億円の場合	30,050円
大工工事・住宅内装工事・家具修理	年間領収金2億円の場合	72,740円
プラスチック・ゴム製品製造	年間売上高2億円の場合	82,990円
家庭用電気機械・器具小売	年間売上高2億円の場合	231,770円

保険期間1年間





保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売した製品に起因する賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する賠償責任
- 特別の約定により加重された賠償責任
- 事故のあった製品自体の取替、修理、回収費用※1
- 特許権・著作権の侵害、名誉棄損、単なる精神的苦痛、製品の不具合に起因する経済的損失など対人・対物事故が発生していないもの
- 欠陥のある物を売ったり、不完全な仕事をした場合に、その生産物または作業の対象物自体の損害に対して負担する賠償責任
- LPガス販売業務の遂行・結果に起因する賠償責任
- 日本国外で発生した事故による賠償責任
- 原子核反応、または原子核の崩壊に起因する賠償責任
- 石綿、石綿を含む製品またはその代替物質の有害性に起因する賠償責任
- 廃棄物に起因する賠償責任
- 汚染物質の排出に起因する賠償責任とこれに伴う損害防止費用
- 身体障害を被った者の労働能力の喪失または減少により、その者の属する企業等が被った損失に起因する賠償責任
- 生産物が被保険者の意図した効能または性能を発揮できなかったことに起因する賠償責任
- 生産物の長時間にわたる使用により、有害作用が蓄積した結果生じた身体障害（職業性疾病）についての賠償責任
- 生産物を成分、原材料もしくは部品等として使用している財物（完成品）の損壊に起因する賠償責任※2・3
- 生産物が製造機械等である場合のその生産物より製造・生産された財物（製造品）の損壊に起因する賠償責任※2・3
- 生産物を制御装置として使用している製造機械等より製造・生産された財物（製造品）の損壊に起因する賠償責任※2・3
- サイバー攻撃により生じた事象に起因して負担する賠償責任

など

※1 「生産物自体の損害および回収費用補償追加特約」を付帯することにより、身体賠償事故に限定して補償することもできます。

※2 完成品・製造品の損壊に起因して、完成品・製造品以外の財物に発生した損壊および身体の障害に対しては、保険金をお支払いします。

※3 「不良完成品等損害補償特約」を付帯することにより、完成品・製造品の損壊に起因する賠償責任を補償することもできます。



オプションの補償(主な特約)

補償を拡大する特約



生産物自体の損害および回収費用補償追加特約

●補償の内容

身体賠償事故が発生した場合、以下の損害を補償します。

- ①直接の原因となった生産物自体の損害
- ②同一原因による他の事故の発生を防止するための回収・検査・修理・交換等を講じるために要した以下の費用
ア.メディアによる社告費用 イ.通信費用 ウ.輸送費用 エ.臨時に借用した倉庫等の賃借費用 オ.人件費(通常要する人件費を超える部分) カ.出張費・宿泊費 キ.廃棄費用



不良完成品等損害補償特約

●補償の内容

生産物を部品・原材料・制御装置として用いて完成した不良品(不良完成品)の損壊に起因する損害を補償します。



食中毒・特定感染症利益補償特約

●補償の内容

被保険者の生産物に食中毒や所定の感染症が生じたことによる以下の損害を補償します。

- ①食中毒や所定の感染症が発生しなかったならば計上できた営業利益および契約経常費
- ②休業の期間中に営業利益の減少を防止・軽減するために支出した費用

(注)所定の感染症の感染防止等を目的として被保険者が自主的に営業を休止した場合または都道府県知事その他の行政機関からの要請、指示等に基づき営業を休止した場合に生じた損失に対しては、保険金をお支払いできません。



見舞費用補償特約

●補償の内容

身体賠償事故が発生し、賠償責任に対する保険金をお支払いする場合において、保険会社の同意を得て被保険者が支払われた弔慰金、見舞金等の費用を補償します。



事故対応費用補償特約

●補償の内容

身体賠償事故が発生し、賠償責任に対する保険金をお支払いする場合において、被保険者が負担された以下の事故対応費用を補償します。

1. 被害者対応費用

- ①被害者側が現地に赴いたときの交通費・宿泊費
- ②被保険者が現地に赴いたときの交通費・宿泊費
- ③被保険者が被害者対応に要した通信費用
- ④被保険者が被害者側と対応するために要したホテル代・貸し会議室・事務所等費用
- ⑤被害者側が現地以外の連絡場所に訪問した場合の交通費・宿泊費

2. 示談交渉費用

被保険者が被害者側との示談交渉のために直接関連して要した交通費・宿泊費・通信費

- (注1)被害者1名あたり1回の事故につき、30万円が限度となります。
- (注2)被害者側の宿泊費は14日分が限度、被害者側が現地に赴いた場合の交通費・宿泊費は被害者1名につき2名分が限度となります。

補償を縮小する特約



損害賠償請求ベース特約

●補償の内容

損害賠償請求が保険期間中になされた場合に保険金をお支払いします。

ただし、以下の場合はお支払いの対象外となります。

- ①損害賠償請求の原因となった事故が保険証券記載の遡及日(初年度契約の始期日)より前に発生していた場合
- ②保険契約締結の当時、保険契約者または被保険者が保険期間中に損害賠償請求がなされるおそれがあることを知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)



費用内枠払特約

●補償の内容

訴訟費用等の費用損害を支払限度額の内枠としてお支払いします。



共通支払限度額特約

●補償の内容

1名・1事故について、身体・財物共通の支払限度額を設定します。(1回の事故について、身体の損害と財物の損害とを合算して、支払限度額を限度に補償します。)

(注)特約の詳細につきましては、取扱代理店または共栄火災営業店にお問い合わせください。

この保険では、製品の製造・加工や販売のほか組立・据付・検査・清掃など、仕事や作業などのサービスの結果によって発生した身体賠償・財物賠償事故も対象とすることができます。詳しくは取扱代理店または共栄火災営業店までお問い合わせください。

ご注意ください

- このパンフレットは概要を説明したものです。ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災営業店にお問い合わせください。
- 取扱代理店は共栄火災との委託契約に基づいて、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店と締結して有効に成立したご契約については、共栄火災と直接契約されたものとなります。
- ご契約の際には保険契約申込書等の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。
- ご契約者には、保険契約の締結に際し、共栄火災が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。この保険では保険契約申込書に★印が付された項目が告知事項となりますのでご注意ください。
- ご契約者には、保険契約の締結後に、告知事項のうちの一部の事項に変更が生じた場合に、遅滞なくご通知いただく義務（通知義務）があります。変更が生じた場合には、ただちに取扱代理店または共栄火災営業店にご通知ください。ご通知がないと、ご契約が解除され保険金をお支払いできないことがあります。この保険では保険契約申込書に☆印が付された項目がご通知いただく事項（通知事項）となりますのでご注意ください。
- 賠償責任にかかる事故が発生した場合、被害者は、賠償責任に対する保険金（費用保険金は除きます。）について、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利（先取特権）を有します。被保険者への保険金のお支払いは、被保険者が被害者に対してその損害を賠償した場合、または被害者が承諾した場合に限られます。
- ご契約の際には必ず「重要事項説明書」をご覧ください。

商品内容に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・契約内容に関するお問い合わせ・ご相談・苦情、各種お手続き、保険料のお見積りは、取扱代理店または共栄火災営業店にご連絡ください。

もしも事故が起こったら…

すみやかに取扱代理店または下記までご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「あんしんほっとライン」

0120-044-077

通話料
無料

共栄火災が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんが、示談金額を決定する場合には必ず事前に共栄火災にご連絡ください。

共栄火災海上保険株式会社

本社 / 〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

ホームページ <https://www.kyoeikasai.co.jp/>

お問い合わせ先